

用地調査等業務積算基準及び標準歩掛の改定概要

- 「木造建物の調査及び算定」「木造特殊建物の調査及び算定」「非木造建物の調査及び算定」「機械設備の調査及び算定」「生産設備の調査及び算定」「附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）の調査及び算定」に石綿調査について注記する。
- 「機械設備の調査及び算定」「生産設備の調査及び算定」の標準歩掛を一部変更する。
- 調査業務の標準歩掛に係る人員について、「生産設備の調査及び算定」に「主任技師」を追加する。
- VII 再算定業務のうち〔再算定業務（再調査不要）〕の原則を一部変更する。
- 文書の体裁や用語の一部を変更する。